

輸出規制品目番号の経済産業省国際化案 読替表の10桁フル対応への要望書提出

CISTEC輸出管理委員会事務局

輸出規制品目番号の国際化（EUリスト体系への準拠）に関しては、昨2011年10月にCISTEC輸出管理のあり方専門委員会から要望を出し、更に2012年2月に日本貿易会殿、日本機械輸出組合殿と三団体連名で経済産業省に要望書を提出したところです。

これに対応して経済産業省から国際化案を提示していただきました。この案の骨子は以下の通りです。

- (1) 現行の輸出貿易管理令の別表第1の項番体系は維持しつつも、項番及び貨物等省令条項とEU規制リストと一対一の対応となるように整理した上で、別表第1の項の中をEU規制のカテゴリー順に並び変える。（外為令別表も同様とする。）
- (2) その上で、政令項番とEU規制リストの「読替表」を作成し、公的なものとして位置付ける。
- (3) 輸出許可申請等に使用するコード番号は、上記(2)で公的に位置づけられた「読替表」に記載されたEU規制リスト番号とし、輸出通関申請も同番号で行う。

この経済産業省の案を傘下会員企業、関連団体と協議いたしましたが、以下の懸念の声が上がっています。

- 懸念その1** アルファベットが採用できないのか？
なぜ読替表なのか？
- 懸念その2** 読替表は5桁までしか提示されておらず細部の桁数までの対応が図られないと関連業務の遂行に支障が出てくる。
- 懸念その3** WAとWMDレジーム等で重複規制がある場合など、一部品目で規制番号が異なってしまう。
- 懸念その4** 最終的な、EU番号への移行の道筋が見えない。

経済産業省の案、及び上記産業界の懸念についての詳細はCISTECジャーナル2012.7月号に掲載いたしましたのでご覧ください。

経済産業省の案は、我が国の法体系の制約を前提として読替表で対応し、輸出許可申請や通関申告等の実務においては国際化番号で行えるようにすると言うものですが、5桁までの読替表しか提示されていません。一方、EU規制における規制番号の桁数は10桁（下注参照）までであることから、該非判定や海外の会社との情報共有と言う点では10桁の読替表が必須であると判断しています。他の懸念事項は今後経済産業省と協議しながら進めていく所存ですが、読替表の10桁までの対応に関しては産業界の強い要望であることを示すためにも、また経済産業省での今後の詳細検討時点で考慮いただくためにも、早期の要望の提示が必要であると判断し、以下のよう読替表の10桁対応に関する三団体連名の要望書を提出いたしました。

輸出規制品目番号の国際化を進めるためには、産業界におけるなお一層のコンセンサス形成が重要であり、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

(注：本年6月施行の改正EUリスト（EU規則388/2012）で規制品目番号の最大桁数は11桁となったがここでは10桁のままと呼ぶ。)

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課 後藤課長殿
安全保障貿易審査課 長濱課長殿
安全保障貿易検査官室 藤代室長殿
写) 貿易管理部 吉田部長殿
写) 安全保障貿易管理課 田仲分析官殿
写) 安全保障貿易管理課 横田課長補佐殿
写) 安全保障貿易審査課 木村課長補佐殿
写) 安全保障貿易検査官室 掛川室長補佐殿

24貿情七 調(経提)第6号
平成24年8月21日

社団法人 日本貿易会
安全保障貿易管理委員会
委員長 早川 克彦

日本機械輸出組合
安全保障貿易管理専門委員会
委員長 伊地知 嗣典

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
輸出管理のあり方専門委員会
委員長 中野 雅之

安全保障輸出管理に係る法制度見直しの要望 ～「輸出規制品目番号の国際化」の追加要望～

輸出規制品目番号の国際化(EUリスト体系への準拠)については、平成24年2月に、日本貿易会、日本機械輸出組合及び安全保障貿易情報センターの三団体連名で、貴省に対して改めてその推進を要望したところですが、これに対し前向きにご検討いただいております、感謝申し上げます。

さて、国際化の具体案については、貴省から提示していただいているところです。案の細部に関しては今後貴省と協議をしながら進めてゆくべきものと考えますが、規制番号の国際化による利便性実現の前提となる基本的な部分に関し早期に要望を出しておくべきと考え、本要望書を作成いたしました。

大きく体系が見直される以上、産業界でもITシステムの見直しを含め大きな負担が必要となりますので、具体的な国際化案がその負担に相応する然るべきメリットがあるものにしていただきたく、よろしくご検討の程お願い申し上げます。

1. 貴省が提示されている国際化案について

現在、貴省より提示されている規制番号国際化の具体案の骨子は、以下の通りと理解します。

- (4) 現行の輸出貿易管理令の別表第1の項番体系は維持しつつも、項番及び貨物等省令条項とEU規制リストと一対一の対応となるように整理した上で、別表第1の項の中をEU規制のカテゴリー順に並び変える。(外為令別表も同様とする。)
- (5) その上で、政令項番とEU規制リストの「読替表」を作成し、公的なものとして位置付ける。

- (6) 輸出許可申請等に使用するコード番号は、上記(2)で公的に位置づけられた「読替表」に記載されたEU規制リスト番号とし、輸出通関申請も同番号で行う。

2. 要望事項

「読替表」を導入する場合、政省令と国際化番号への読替は現在、5桁のみのものが予定されていますが、該非判定、子会社等への情報共有等を考えるとEU番号の最高桁数である10桁は必須であり、10桁の「読替表」をぜひ実現していただきたい。

3.10桁の読替表の必要性について

- (1) 企業の輸出管理業務は、該非判定、取引先企業との判定書の授受と発行、海外子会社や客先等との情報共有から、輸出許可申請や輸出通関申告等の公的手続きまでを包含するものであり、これら一貫した業務の流れの中で単一の規制番号表記に基づく必要があります。

そのためには、輸出許可申請や通関申告手続きの他、特例適用対象貨物、告示貨物そして包括許可適用対象マトリクス等も含めた規制番号は、政令項番及び省令条項とEU規制リスト番号を一対一に対応させた最大10桁の読替表が必要となります。現在、検討されている5桁では、政省令番号とEUの規制番号の2種類の番号表記が混在することになり規制番号の二重管理など適正な法令遵守の観点から過剰な業務負担と混乱を企業に課す

ことになると危惧されます。規制番号10桁の「読替表」の実現は、運用において単一化された番号表記による輸出管理業務遂行を可能とする基本的要件であると考えます。

- (2) 2010年秋に貴省から公表された「政省令-EU規制リスト対比表」では6～10桁を含むものであり、新たに策定される読替表においても、同じ桁数での読替が強く期待されます。

4. その他の論点

- (1) これまでの説明では、「読替表」という呼称を使っておりますが、この表は、日本の輸出規制品目番号をEU規制リスト番号表記に準拠するものに編成し直すものであることから「国際レジームを踏まえたEU規制リスト番号表記に準じた品目コード表」という呼称の方が適切とも考えられます。

- (2) 貴省が提示されている輸出規制品目番号国際化の具体案については、上記2にての要望事項以外にも、幾つかの論点、要望事項、及び関連する措置が必要と考えられますが、それらについては、今後、別途、協議させて戴きたいと考えております。

5. 最後に

EU規制リストと一対一の対応を確保するように政省令が整備され、公的な位置付けを持った10桁までの読替表（品目コード表）が作成されれば、国際化された番号による実務運用につながると考えられます。また、海外取引も統一された規制リスト番号により展開できるようになり、大きなメリットを享受することができると思われまますので貴省のご理解、及びご高配をお願い申し上げます。